

海難審判所は、忌避の申立てに理由がないと認めるときは、申立ての決定をしなければならない。

3 審判を開始した一名の審判官が忌避されたときは、その所属する地方海難審判所の審判官によつて構成される合議体（合議体が構成できない場合においては、一名の審判官）が第一項又は前項の決定をしなければならない。ただし、忌避された審判官が忌避の申立てに理由があると認めるときは、その決定があつたものとみなす。

4 忌避を申し立てられた審判官は、前三項の決定に關与することはできない。

（審判手続の中止）

第十六条 忌避の申立てがあつたときは、海難審判所は、特に緊急を要する場合のほか、審判手続を中止しなければならない。

第十七条 海難審判所長及び地方海難審判所長は、その所属する審判官について、第十二条各号に掲げる事由があると認めるときは、その審判官を職務の執行から除斥することができる。（職務執行の回避）

第十八条 審判官は、第十二条各号に掲げる事由があるときは、その所属する海難審判所長又は地方海難審判所長の許可を受けて、その職務の執行を回避することができる。

第四章 補佐人

（海事補佐人の資格）

第十九条 海事補佐人は、次の各号のいずれかに掲げる資格があることを要する。

一 級海技士（航海）、一級海技士（機関）、一級海技士（通信）又は一級海技士（電子通信）の免許を受けた者

二 審判官又は理事官の職にあつた者（国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）第三条の規定による改正前の法第十条第一項に規定する海難審判所審判官若しくは海難審判所理事官又は三年以上海上難審判所副理事官の職にあつた者を含む。）

三 令第二条第二号ニに定める教授若しくはこれに相当する職にあつた者又は三年以上同号に定める准教授若しくはこれに相当する職にあつた者

四 次に掲げる教育機関の船舶の運航又は船舶用機関の運転に関する学科の教員のうち十年

以上教諭若しくはこれに相当する職にあつた者

（登録の変更の申請）

第二十四条 海事補佐人は、第二十二条第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その登録の変更を海難審判所長に申請しなければならない。

（登録の抹消の申請）

第二十五条 海事補佐人は、その職務を辞そうとするときは、その登録の抹消を海難審判所長に申請しなければならない。

（死亡の届出）

第二十六条 海事補佐人が死亡したときは、その相続人又は親族は、遅滞なく、その旨を海難審判所長に届け出なければならない。

（精神の機能の障害により認知等を適切に行うことができる状態となつた場合の届出）

第二十六条の二 海事補佐人又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該海事補佐人が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、海難審判所長に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（登録の抹消）

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、海難審判所長は、海事補佐人の登録を抹消しなければならない。

一 海事補佐人となるために必要な資格を有しないこととなつたとき。

二 第二十五条の規定による登録抹消の申請があつたとき。

三 海事補佐人が死亡したとき。

四 海事補佐人が第二十条第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

（登録の拒否等）

第二十八条 海難審判所長は、海難審判所（地方海難審判所を除く。）の決定による同意があるときは、海事補佐人の登録を拒否し、又はその登録を取り消すことができる。

（前項の決定については、審判の手続に関する規定を準用する。）

（登録等の通知）

第二十九条 海難審判所長は、第二十三条の申請があつたときは、前条第一項の規定により登録を拒否した場合を除き、その登録をし、その旨を申請者に通知しなければならない。

以上教諭若しくはこれに相当する職にあつた者

（登録の公示）

第三十条 海難審判所長は、海事補佐人の登録をし、又はその抹消をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（補佐人の選任）

第三十一条 受審人又は指定海難関係人は、審判廷における弁論が終了するまでは、いつでも補佐人を選任することができます。

第三十二条 补佐人の選任は、受審人又は指定海難関係人と補佐人が連署した書面を海難審判所に提出してこれをしなければならない。この場合には、その海難審判所は、これを許可するか否かについて決定をしなければならない。

（補佐人の選任手続）

第三十三条 法第二十二条第一項ただし書の許可の申請は、書面を海難審判所に提出してこれをしなければならない。この場合には、その海難審判所は、これを許可するか否かについて決定をしなければならない。

（二件書類及び証拠物の閲覧及び謄写）

第三十四条 补佐人は、二件書類及び証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、審判長（審判を開始した一名の審判官を含む。次章第六節を除き、以下同じ。）は、証拠を保存するため必要があるときは、その閲覧又は謄写を制限することができる。

（速記者の立会い）

第三十五条 补佐人は、審判長の許可を受けて、前項に規定する謄写を自己の使用人その他の者にさせることができ。

（登録等の通知）

第二十九条 海難審判所長は、第二十三条の申請があつたときは、前条第一項の規定により登録を拒否した場合を除き、その登録をし、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の公示）

第三十条 海難審判所長は、海事補佐人の登録をし、又はその抹消をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（補佐人の選任）

第三十一条 受審人又は指定海難関係人は、審判廷における弁論が終了するまでは、いつでも補佐人を選任することができます。

第三十二条 补佐人の選任は、受審人又は指定海難関係人と補佐人が連署した書面を海難審判所に提出してこれをしなければならない。この場合には、その海難審判所は、これを許可するか否かについて決定をしなければならない。

（補佐人の選任手続）

第三十三条 法第二十二条第一項ただし書の許可の申請は、書面を海難審判所に提出してこれをしなければならない。この場合には、その海難審判所は、これを許可するか否かについて決定をしなければならない。

（二件書類及び証拠物の閲覧及び謄写）

第三十四条 补佐人は、二件書類及び証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、審判長（審判を開始した一名の審判官を含む。次章第六節を除き、以下同じ。）は、証拠を保存するため必要があるときは、その閲覧又は謄写を制限することができる。

（速記者の立会い）

第三十五条 补佐人は、審判長の許可を受けて、前項に規定する謄写を自己の使用人その他の者にさせることができ。

（登録等の通知）

第二十九条 海難審判所長は、第二十三条の申請があつたときは、前条第一項の規定により登録を拒否した場合を除き、その登録をし、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の公示）

第三十条 海難審判所長は、海事補佐人の登録をし、又はその抹消をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（補佐人の選任）

第三十一条 受審人又は指定海難関係人は、審判廷における弁論が終了するまでは、いつでも補佐人を選任することができます。

第三十二条 补佐人の選任は、受審人又は指定海難関係人と補佐人が連署した書面を海難審判所に提出してこれをしなければならない。この場合には、その海難審判所は、これを許可するか否かについて決定をしなければならない。

（補佐人の選任手続）

第三十三条 法第二十二条第一項ただし書の許可の申請は、書面を海難審判所に提出してこれをしなければならない。この場合には、その海難審判所は、これを許可するか否かについて決定をしなければならない。

（二件書類及び証拠物の閲覧及び謄写）

第三十四条 补佐人は、二件書類及び証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、審判長（審判を開始した一名の審判官を含む。次章第六節を除き、以下同じ。）は、証拠を保存するため必要があるときは、その閲覧又は謄写を制限することができる。

（速記者の立会い）

第三十五条 补佐人は、審判長の許可を受けて、前項に規定する謄写を自己の使用人その他の者にさせることができ。

（登録等の通知）

第二十九条 海難審判所長は、第二十三条の申請があつたときは、前条第一項の規定により登録を拒否した場合を除き、その登録をし、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の公示）

第三十条 海難審判所長は、海事補佐人の登録をし、又はその抹消をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（補佐人の選任）

第三十一条 受審人又は指定海難関係人は、審判廷における弁論が終了するまでは、いつでも補佐人を選任することができます。

第三十二条 补佐人の選任は、受審人又は指定海難関係人と補佐人が連署した書面を海難審判所に提出してこれをしなければならない。この場合には、その海難審判所は、これを許可するか否かについて決定をしなければならない。

（補佐人の選任手續）

第五章 審判手続

第一節 審判前の手続

(利害関係者による審判開始申立ての請求)

第三十六条 海難について利害関係を有する者は、その事実を告げて理事官に審判開始の申立てを請求することができる。

2 理事官は、前項の請求があつた場合において、審判開始の申立てをしたときは、その旨を請求者に通知しなければならない。審判開始の申立てをしなかつたときも、同様とする。

(質問調書及び検査調書の作成等)

第三十七条 理事官は、海難関係人に質問し、又は船舶その他の場所を検査したときは、質問調書又は検査調書を作成し、これを質問を受けた者は船舶その他の場所の管理人に読み聞かせた後、これらの者とともに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は船舶その他の場所の管理人が署名押印することができないときは、理事官は、その事由を付記してその調書に署名押印しなければならない。

2 理事官は、鑑定又は翻訳を作させたときは、鑑定書又は翻訳書を作成させなければならない。(証票)

第三十八条 理事官が船舶その他の場所を検査する場合に携帯すべき証票は、別表のとおりとする。

(審判不要の処分)

第三十九条 理事官は、調査の結果、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものでないと認めるときは、その事件について審判不要の処分をしなければならない。

(審判開始申立て)

第四十条 審判開始申立てでは、海難審判所に審判開始申立てをしてこれをしなければならない。

2 審判開始申立てには、事件名を付し、その事実及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容の概要を述べ、かつ、受審人の氏名、当時の職名及び受有免状又は受有免許証の種類を記載(指定海難関係者の指定)

第四十一条 理事官は、海難において受審人以外の当事者であつて受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するため必要があると認める者があるとき、これを指定

海難関係人として指定し、その氏名及び職業を海難審判所に記載しなければならない。

(審判開始申立ての通告)

第四十二条 理事官は、審判開始の申立てをした場合には、直ちに、次の事項を記載した書面に

より、受審人及び指定海難関係人に審判開始申立ての通告をしなければならない。

1 審判開始を申し立てた海難審判所の名称

2 事件名及び事実の概要

3 受審人による職務上の故意又は過失の内容

4 受審人の氏名及び当時の職名並びに受有免状又は受有免許証の種類

5 指定海難関係人の氏名及び職業

6 審判開始の申立てをした日

(審判の氏名)

(新たなる受審人及び指定海難関係人の指定等)

第四十三条 理事官は、審判開始申立ての後、受審人若しくは指定海難関係人を新たに指定し、又はこれを取り消すことができる。

2 前項の指定又は取消しは、書面でこれをしなければならない。

(審判期日の指定)

第四十四条 審判開始の申立てがあつたときは、審判長は、審判期日を定めなければならない。

(審判期日の変更の請求)

3 第一項の指定の場合には、第四十条から前条までの規定を準用する。

(審判準備)

(審判期日の指定)

第四十五条 理事官、補佐人、受審人又は指定海難関係人は、海難審判所に対し第一回の審判期日の変更を請求することができる。

2 前項の請求は、理由を明らかにして行わなければならぬ。

(審判開始申立て)

第四十六条 審判長は、いつでも審判期日を変更することができる。

(審判期日における取調べ)

2 審判廷は、定数の審判官及び書記並びに理事官が列席してこれを開く。

(審判期日外の証拠の取調べの立会い)

3 海難審判所は、審判関係人のうち日本語に通じない者があるときは、通訳を用いることができる。

2 前項の請求は、理由を明らかにして行わなければならぬ。

(審判期日の変更)

3 海難審判所は、第一項の請求に理由があると認めるときは、新たに審判期日を定めなければならぬ。

2 海難審判所は、第一項の請求に理由がないと認めるときは、第一項の請求に理由があると認められるときは、新たに審判期日を定めなければならぬ。

1 海難審判所は、第一項の請求に理由がないと認められるときは、請求却下の決定をしなければならない。

(審判期日の変更)

2 審判長は、いつでも審判期日を変更することができる。

(審判期日ににおける呼出し等)

満なく理事官及び補佐人に通知しなければならない。

(第一回審判期日前の検査の立会い)

第四十八条 海難審判所は、法第三十五条第二項第一号に掲げる検査をするときは、あらかじめその旨を理事官、補佐人、受審人及び指定海難関係人に通知して、これに立ち会う機会を与えなければならない。

2 審判開始申立てをした海難審判所の理事官は、事件の概要及び審判開始の申立てをした

場合には、直ちに、次の事項を記載した書面に

より、受審人及び指定海難関係人に審判開始申立ての通告をしなければならない。

1 審判開始を申し立てた海難審判所の名称

2 事件名及び事実の概要

3 受審人による職務上の故意又は過失の内容

4 受審人の氏名及び当時の職名並びに受有免状又は受有免許証の種類

5 指定海難関係人の氏名及び職業

(審判手続)

(審判廷)

第四十九条 審判廷は、海難審判所でこれを開く。ただし、必要がある場合には、海難審判所長又は地方海難審判所長は、海難審判所以外の場所で審判廷を開かせることができる。

(用語)

第五十条 審判手続においては、日本語を用いる。ただし、海上の慣用語については、この限りでない。

2 海難審判所は、審判関係人のうち日本語に通じない者があるときは、通訳を用いることができる。

2 第一項の指定の場合には、第四十条から前条までの規定を準用する。

(開廷の要件等)

第五十一条 審判期日における取調べは、審判廷でこれを行う。

(開廷の要件等)

2 審判廷は、定数の審判官及び書記並びに理事官が列席してこれを開く。

(審判期日外の証拠の取調べの立会い)

2 海難審判所は、審判関係人の欠席の届出等については、第四十八条の規定を準用する。

(受審人又は指定海難関係人の欠席の届出等)

2 海難審判所は、受審人又は指定海難関係人は、審判期日に出廷することができないときは、遅滞なく、その事由を明らかにしてこれを海難審判所に届け出なければならない。

2 海難審判所は、前項の事由が正当であると認めるときは、理事官の意見を聴いて審判期日を延期するものとする。

(指定海難関係人の代理人)

2 海難審判所は、前項の事由が正当であると認めるときは、理事官の意見を聴いて審判期日を延期するものとする。

2 海難審判所は、前項の決定については、決定書の送達を要しない。

(審判期日の変更)

2 海難審判所は、第一項の請求に理由がないと認められるときは、請求却下の決定をしなければならぬ。

(審判期日の変更)

2 海難審判所は、いつでも審判期日を変更することができる。

(審判期日ににおける呼出し等)

がないことを確かめるために必要な事項を尋ねなければならない。

(審判開始申立ての理由の陳述)

第五十六条 前条の尋問が終わったときは、理事官は、事件の概要及び審判開始の申立てをした

場合には、直ちに、次の事項を記載した書面に

より、受審人及び指定海難関係人に審判開始申立ての通告をしなければならない。

1 審判開始を申し立てた海難審判所の名称

2 事件名及び事実の概要

3 受審人による職務上の故意又は過失の内容

4 受審人の氏名及び当時の職名並びに受有免状又は受有免許証の種類

5 指定海難関係人の氏名及び職業

(審判関係人の尋問及び証拠調べ)

第五十七条 審判関係人の尋問及び証拠調べは、審判長がこれを行う。

2 席席の審判官、理事官及び補佐人は、審判長に告げて審判関係人を尋問することができる。

(構内にいる証人への尋問)

2 海難審判所の構内にいる証人への尋問は、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

2 海難審判所の構内にいる証人への尋問は、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

2 前項に規定する方法により証人又は鑑定人を尋問する場合には、理事官、補佐人、受審人及び指定海難関係人の意見を聴いて、受審人及び指定海難関係人を審判廷に出頭させ、証人又は鑑定人を当該尋問に必要な装置の設置された海難審判所に出頭させてこれをを行う。

3 第一項に規定する方法により受審人又は指定海難関係人を尋問する場合には、理事官、補佐人、受審人及び指定海難関係人の意見を聴いて、受審人及び指定海難関係人を尋問する場合には、理事官、補佐人、受審人及び指定海難関係人の意見を聴いて、受審人及び指定海難関係人を當該尋問に必要な装置の設置された海難審判所に出頭させてこれをを行う。

4 第一項に規定する方法による尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な处置を行ったとき

5 第一項に規定する方法による尋問をしたときは、アカシミリを利用することができます。

6 第一項に規定する方法による尋問をしたときは、その旨及び証人、鑑定人、受審人又は指定海難関係人が出頭した海難審判所を調書に記載しなければならない。

(宣誓の方式)

第六十条 宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名せなければならぬ。

2 前項の代理人は、委任状によつてその資格を證明しなければならない。

(人定尋問)

第六十一条 審判長は、開廷を宣した後、まず受

審人及び指定海難関係人に対する尋問は、その人違ひ

2	宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。
(偽証の罰の告知)	第六十一条 宣誓をさせた証人には、尋問前に、偽証の罰を告げなければならぬ。
(証人尋問の方式)	第六十二条 証人は、各別にこれを尋問しなければならない。
(宣誓を要しない証人)	第六十三条 証人であつて、受審人の配偶者若しくは四親等内の親族又は受審人とこれらの関係にあつた者に対しては、宣誓をさせないで、これを尋問することができる。
(宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。	2 后に尋問すべき証人が在廷するときは、その者に退廷を命じなければならない。

2	2 後に尋問すべき証人が在廷するときは、その者に退廷を命じなければならない。
(受命審判官の取調べ)	第六十四条 海難審判所は、その審判官の一人に必要な事項の取調べを命ずることができる。
(審判手続の更新)	2 前項の審判官は、審判庭でその取調べの結果を海難審判所に報告しなければならない。
3 第一項の審判官の行う取調べについては、海難審判所の審判手続に関する規定を準用する。	3 第一項の審判官の行う取調べについては、海難審判所の審判手続に関する規定を準用する。
(裁決書の記載事項)	第七十七条 裁決は裁決書をもつてこれをしなければならない。

2	第七十八条 審判調書について供述者の請求があったときは、審判長は、書記をしてその供述についてあると認めるとときは、その旨を記載させなければならない。
(審判調書に係る供述者の請求)	第七十九条 審判調書に係る供述者の請求があるときは、審判長は、書記をしてその他の書類の作成又は変更に関する書記の意見添書き、又は決定書の正本を送達してこれを行う。
(裁決書の記載事項)	第八十条 三名の審判官で構成する合議体で審判を行う場合においては、当該審判は、これらの審判手続による評議による。
(評議の秘密)	第八十一条 評議は、これを公行しない。
(評議における意見の陳述義務)	第八十二条 評議は、審判長がこれを聞き、かつ、これを整理する。その評議の経過並びに各審判官の意見及びその多少の数については、厳に秘密を守らなければならない。
(評議における意見の陳述義務)	第八十三条 審判官は、評議において審判長の求めがあつたときは、その意見を述べなければならぬ。
(評決)	第八十四条 審判官は、過半数の意見による。ただし、受審人に係る職務上の故意又は過失の内容には、最終に陳述する機会を与えることができない。

2	2 前項の場合は、受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定について意見を述べなければならない。
(最終陳述)	第六十八条 受審人、指定海難関係人及び補佐人には、最終に陳述する機会を与えることができない。
(審判調書)	第七十六条 書記は、審判に関して審判調書を作り、一切の審判手続を記載しなければならない。
(審判調書等)	第五節 審判調書等
(審判調書)	第六十九条 海難審判所は、必要があると認めるときは、決定をもつて取調べを再開することができる。
(裁決書)	第七十条 裁決は裁決書をもつてこれをしなければならない。
(裁決書の記載事項)	第七十一条 裁決書には、次の事項を記載しなければならない。
(裁決書の記載事項)	2 裁決書は、審判官がこれを作らなければならぬ。
(裁決書)	第七十二条 裁決を言い渡すには、裁決書を朗読し、又はその要旨を告げてこれを行う。
(裁決書の記載事項)	2 裁決書には、審判官が署名押印しなければならない。
(裁決言渡しの方式)	3 裁決言渡しの方式
(裁決書の記載事項)	第七十三条 海難審判所は、裁決を言い渡したときは、遅滞なく裁決書の謄本を理事官、受審人及び指定海難関係人に送付しなければならない。
(裁決書謄本等の請求)	4 裁決書謄本等の交付に係る手数料
(裁決書謄本等の請求)	第五節 審判の方法
(裁決書謄本等の請求)	第六節 評議
(裁決書謄本等の請求)	第七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第二十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第三十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第四十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第五十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第六十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第七十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第八十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十一節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十二節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十三節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十四節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十五節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十六節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十七節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十八節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第九十九節 審判の方針
(裁決書謄本等の請求)	第一百節 審判の方針

及び懲戒の量定について意見が三説に分かれたときは、受審人に最も不利な意見の次に利益な意見による。

第七節 決定

(審判廷における申立てによる決定)
決定は、審判廷における申立てによつてこれをするときは、審判関係人の陳述を聴かなければならぬ。その他の場合には、審判関係人の陳述を聴かずにこれをすることができる。

(決定に必要な事実の取調べ)
前項の場合において、書記は、審判長の許可を得て、審判関係人の申立てにより又は職権で、録音装置を使用して審判廷における審判関係人の陳述の全部又は一部を録音させることができる。

(審判調書による決定)
審判調書には、書記が記名し、審判長が確認しなければならない。

(公示送達の方法)

第九十一条 住所が知れない者に対して通告、通

知又は書類の送達をすべき場合には、その内容

を官報に掲載して、通告、通知又は書類の送達

に代えることができる。

2 前項の場合には、その掲載があつた日に、通

告、通知又は書類の送達があつたものとみな

す。

(期間の計算)

第九十二条 日、月又は年をもつてする期間の計

算については、法第二十八条第一項ただし書及

び業務の停止の期間の計算の場合を除いて、そ

の初日を算入しない。

2 日、月及び年は、暦に従つてこれを計算す

る。

3 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律

(昭和六十三年法律第九十一号) 第一条第一項

各号に掲げる日に当たるときは、これを期間に

算入しない。ただし、法第二十八条第一項ただ

し書及び業務の停止の期間の計算の場合には、こ

の限りでない。

(証人等の旅費等)

第九十三条 法第五十二条第一項の規定により証

人、鑑定人、通訳人及び翻訳人(以下「証人

等」という。)に支給する旅費は、鉄道賃、船

賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄

道の便のある区間の陸路旅行に、路程賃は鉄道の便

のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便

のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間

の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特

別の事由がある場合における航空旅行について

支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅

客運賃(運賃に等級を設ける線路又は船舶によ

る旅行の場合は、運賃の等級を三階級に区分

するものについては中級以下で海難審判所が相

当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分

するものについては海難審判所が相当と認める

等級の運賃、急行料金(特別急行列車を運行

する線路のある区間の旅行で片道百キロメート

ル以上のものには特別急行料金、普通急行列車

を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キ

ロメートル以上のものには普通急行料金)並び

に海難審判所が支給を相当と認める特別車両料

金及び特別船室料金並びに座席指定料金(座席

指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路

のある区間の旅行で片道百キロメートル以上

もの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する

航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に

限る。)によつて、路程賃は一キロメートルにつき三十七円によつて、航空賃は現に支払った

旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

第九十四条 法第五十二条第一項の規定により証

人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅

行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に

応じて支給し、その額は、証人については一日

当たり八千二百円以内において、鑑定人、通訳

人及び翻訳人については一日当たり七千八百円

以内において、それぞれ海難審判所が相当と認

める額とする。

第九十五条 法第五十二条第一項の規定により証

人等に支給する宿泊料は、出頭等に必要な夜数

に応じて支給し、その額は、宿泊地が、國家公

務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律

第一百四号)別表第一に定める甲地場である場

合については一夜当たり八千七百円、同表に定

めの乙地方である場合については一夜当たり七

千八百円とする。

(雜則)

第九十六条 この省令に定めるもののほか、海難審

判所長が定める。

附 則

この省令は、海難審判法施行の日から、これ

を適用する。

官若しくは海難審判所審判官又は海員審判所理

事官若しくは海難審判所理事官の職に在つた者

は、これを海難審判官又は海難審判理事官

の職に在つた者とみなす。

附 則 (昭和二十三年七月二〇日運輸省令

第一九号)

この省令は、公布の日から、これを施行し、

海上保安庁法施行の日から、これを適用する。

附 則 (昭和二十三年一〇月四日総理府・運輸省令第一二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二五年六月二日運輸省令第十八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二五年六月二日運輸省令第十四号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十

五年六月一日から適用する。

附 則 (昭和二五年七月二九日運輸省令第五七号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十

五年四月一日以後の旅行から適用する。

附 則 (昭和二六年四月二日運輸省令第十二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年四月三十日運輸省令第十二三号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十一

七年四月二十六日から適用する。

附 則 (昭和二七年六月二日運輸省令第十二四号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十一

七年四月一日以後の旅行から適用する。

附 則 (昭和二七年八月一九日運輸省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十

七年八月一日から適用する。

附 則 (昭和二七年五月一日運輸省令第十二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月三〇日運輸省令第十二四号)

この省令は、昭和三十三年七月一日から施行

する。

附 則 (昭和三七年六月三〇日運輸省令第十二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月三〇日運輸省令第十二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年六月二一〇日運輸省令第十二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月二一〇日運輸省令第十二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年六月二八日運輸省令第十二九号)

この省令は、昭和五十三年七月一日から施行

する。

附 則 (昭和五三年六月二八日運輸省令第十二九号)

この省令は、昭和五十三年七月一日から施行

する。

附 則 (昭和五四年六月二七日運輸省令第十二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月二八日運輸省令第十二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月二日運輸省令第十二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月一日運輸省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の海難審判法施行規則第八十四条から第八十六条までの規定は、昭和五十年十一月十五日以後の旅行について適用し、同日前の旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五一年七月一〇日運輸省令第十二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の海難審判法施行規則第八十五条の規定は、昭和五十年七月一日以後の出頭等について適用し、同日前の出頭等については、なお従前

の例による。

附 則 (昭和五三年六月二八日運輸省令第十二九号)

この省令は、昭和五十二年七月一日から施行

する。

附 則 (昭和五三年六月二八日運輸省令第十二九号)

この省令は、昭和五十二年七月一日から施行

する。

附 則 (昭和五四年六月二七日運輸省令第十二九号)

この省令は、昭和五十三年七月一日から施行

する。

別表
(第三十八条関係)

(略) 捜査官 身分証明書 (Officer's Identity Card of Investigator)	
写真	番号 年月日交付 No. Date of issue (Date)
捜査官氏名 Investigator Name 姓氏(右) 生年月日 Family name (Right) Date of birth (Date)	日本海軍機関 Japan Marine Accident Tribunal
(略)	
證題審査表 (略) (Questionnaire for Review)	
(調査官の記入欄) 調査官 捜査官は、その職務を行うため必要があるとき、次の処分を 下すことを許す。 一、監禁 (Q1) 二、監禁の外の処分を科すことを。(Q2) 三、罰金 (Q3) ② 捜査官は、前項第二号の処分をするには、その権力を有する監禁を構成 しない場合はならない。	